

瀬戸市アーティスト活動支援事業 応募規約

本事業の応募に当たっては、交付要綱、募集案内及び本応募規約をお読みいただき、ご同意いただいた上でご応募ください。

1 文化芸術活動の成果物の権利、使用取扱い

- (1) 文化芸術活動の成果物（以下「成果物」と呼ぶ。）の著作権は、全て応募者に帰属します、ただし、瀬戸市は、本事業の広報、記録、報告等のために必要な範囲で、成果物を無償かつ通知を要せずは無期限に利用できるものとします。なお、瀬戸市の利用に当たり、応募者は著作権者人格権を行使しないものとします。
- (2) 成果物の画像及び映像を公開する場合には、公開環境などの技術的制約により、解像度その他に補正が加えられる場合があります。
- (3) 公開された成果物の制作者の名称等の情報は、瀬戸市において、本事業の広報等において利用させていただく場合があります。

2 個人情報の取り扱い

助成金交付申請書に記載され、瀬戸市により取得された個人情報は、瀬戸市個人情報保護条例（平成5年瀬戸市条例第25号）の規定に従って、適正に管理いたします。

また本事業のアンケートや瀬戸市の事業のご連絡をさせていただく場合があります。

3 その他

- (1) 成果物について、第三者からの権利侵害、損害賠償請求などの主張ないし請求があった場合、応募者の責任と負担で解決するものとし、瀬戸市は一切の責任を負いません。
- (2) 採否に関わらず、応募に係る費用については、全て応募者の負担とします。なお、使用楽曲の著作権対応等も各自で適切に行ってください。
- (3) 提出書類等については、一切返却いたしません。
- (4) 助成金の交付後に、虚偽の申告など交付要綱、募集案内及び本応募規約の規定に違反していることが判明した場合は、助成金について返還していただくことがあります。
- (5) 応募後、連絡先や住所等を変更した場合は、速やかにご連絡ください。
- (6) 転居等により連絡先が不明の場合は、採択を取り消す場合があります。
- (7) 審査結果内容等に関するお問い合わせには応じられません。